第 19 回 100 条調査特別委員会				
日時	令和5年3月31日(金)		5時31分	開会
			6時34分	閉会
出席委員	委員長 丹尾廣樹 副委員長	帰	山 明 朗	
	菅 原 義 信			
	木村愛子			
	奥村義則			
	江端一高			
	林下豊彦			
欠席委員	_			
オブザーバー	議長石川修			
	副議長 佐々木 一弥			
事務局職員	議会事務局長 九島 隆			
	議会事務局次長 熊 野 正 章			
	議会事務局参事 高橋藤憲			
	議会事務局次長補佐 宮 澤 泰 徳			

# 開会 午後5時31分

**〇委員長(丹尾廣樹君)** ただいまから、第 19 回 100 条調査特別委員会を開会いたします。

さて、本日も、報道機関および一般の方から傍聴の申し出があります。鯖江市議会委員会条例第19条第1項の規定に基づき、これを許可することしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**〇委員長(丹尾廣樹君)** 御異議なしとのことで、入室を許可することといたします。なお、委員外議員につきましては、鯖江市議会委員会条例第19条第1項の規定に基づき入室は認められております。

では、傍聴人の入室をお願いいたします。

(報道機関、傍聴人入室)

○委員長(丹尾廣樹君) 100 条調査特別委員会開催時の報道機関による撮影および録音につきましては、委員会の判断に委ねられており、今回も報道機関から事前にカメラ撮影および録音の申し出がありました。本日は証人喚問はなく、証人に意見を求める必要もないので、報道機関による撮影および録音につきましては、許可することとしてよるしいでしょうか。

# (「異議なし」と呼ぶ者あり)

**〇委員長(丹尾廣樹君)** 御異議なしとのことで、報道機関による撮影および録音につきましては、許可することといたします。

なお、傍聴人に申し上げます。鯖江市議会傍聴規則に基づき、傍聴人は撮影および録音は禁止となっておりますので、よろしくお願いいたします。

また、同規則に基づき、傍聴人は私語を慎み、会議の妨害となるような行為は固く禁じますので、よろしくお願いいたします。

次に、協議事項1、調査報告書案について協議してまいります。

それでは私のほうから報告書案につきまして概要を説明いたします。総括以下の朗読をもって御説明とさせていただきたいと思います。

本委員会に調査を求められた2つの項目、1、新ごみ焼却施設等整備・運営事業の経緯 と疑義に関する事項、2、玉邑哲雄市議会議員と福原敏弘市議会議員および鯖江広域衛 生施設組合事務局職員による他市町議員への働きかけ工作事案に関する事項等について、 それぞれ下記の通り、調査結果と併せて総括する。

1、ごみ焼却施設等整備・運営事業の経緯と疑義に関する事項について。佐々木市長と 玉邑議員との入札参加要請事案に関して、佐々木市長、玉邑議員、清水組会長、清水組社 長の4人の面談については、各証人の証言内容には整合しない部分が多々あるものの、 佐々木市長・玉邑議員・清水組会長・清水組社長の4人が料理屋で会食をしたという点は 一致しており、事実として認定できる。

一般的な挨拶といった面談であるなら市長室で行われるのが通常と考えられ、新ごみ 焼却施設等整備を進めている時期に、料理屋で市長および議員と公共事業を請け負う資 格を有する建設業者が個別に面談をするということは政治倫理または社会通念に照らして相当ではない。また、宴席は2時間余りに及んだと清水証人は証言しており、市長もこの点は争ってはいない。そうすると、面談の場所、時間および酒席を伴う内容であったことに鑑みれば、新ごみ焼却施設等整備に関する入札参加要請等、何らかの話が行われた可能性があることは否定できないが明確な事実認定には至らなかった。

また、「佐々木市長からの下請け要請事案」について、令和3年11月29日(月)正午前に、清水組社長から佐々木市長に対して2度の電話を行ない、その2度目の電話の際の会話を清水組社長が録音しており、その反訳が記録として当委員会に提出されている。その内容と市長の証言から、電話があったことは事実として認定できる。

そして、佐々木市長からの下請け要請が行われていたかについて、清水組会長は「荏原環境プラント(株)への下請け要請が市長からあった」という証言に対して、佐々木市長は、「そのときに、そのことについて要請したとかお願いしたとか、そういうことではない」、また「清水組から荏原環境プラント(株)への下請け要請があった」と証言しており、それぞれに食い違いがある。また、11月29日に清水組社長から佐々木市長に対して下請け要請の断りの電話を入れたとする際の録音(反訳書含む)では、佐々木市長の発言は明確に聞き取れない。

しかし、清水組社長が語っている内容は、ほぼ鮮明に反訳されており、その中に、「さいしょのゆってたとおりのね さばえしみんと えちぜん ちょうみんのために まあ いいものをやすくっていうことで しょしんつらぬくっちゅことで すみません」また、「ふくしんさんには もうたのまんちゅうことで いまは」 さらに、「すみません せっかくのあれで すみません しちょう おねがいします」とある。

つまり、この内容からは、佐々木市長の方から清水組に対し、フクシンさんという荏原環境プラント(株)とJVを組んだ企業名が明らかになっていることから、荏原側への下請け要請があったことの可能性は否定できない。

次に、「入札事務の問題点」については、各証人の証言および提出書類等から、配点の変更、定量化限度額の設定、地元企業の定義付けの変更、地元貢献金額割合の算定式の追記をはじめ、環境への配慮および文言等に関する入札公告書類中の変更作業が、公告直前まで組合事務局によって行われていたことが認められる。そのため、最終決定機関としての選定委員会内で十分な審議が行われていたとは認められない部分もある。また、令和3年9月21日の第3回選定委員会で、修正等の最終確認は委員長に一任すると了承されたが、組合事務局が10月14日に行った委員長への修正箇所の説明については、十分なものでないと認められる。しかしながら、入札公告書類の作成過程で、一者入札に偏った内容とは見受けられず、メーカーが入札を断念する決定的かつ具体的な要因は見つからなかった。

ただし、入札全般を俯瞰すれば、応札できる業者が限られたこと、それにより健全な競争性が失われて、設計・施工価格について、令和3年9月時点では、競争入札によって

120 億円ぐらいは可能であるとの説明が組合事務局からあった。しかし、一者入札となり、競争原理が働かず、132 億7,000 万円に対し、150 億9,200 万円で落札され、結果的に落札額が約30 億円ぐらい高くなったことになる。このように価格が高止まりする結果となったことは、入札公告間際の大きな修正変更などが、組合事務局によって行われたことに起因していると考えられる。

2、玉邑哲雄市議会議員と福原敏弘市議会議員および鯖江広域衛生施設組合事務局職員による他市町議員への働きかけ工作事案に関する事項。

「玉邑哲雄市議会議員と福原敏弘市議会議員および鯖江広域衛生施設組合事務局職員による他市町議員への働きかけ工作事案」に関する事項について、まず広域衛生施設組合議員でない玉邑哲雄鯖江市議会議員と福原敏弘鯖江市議会議員が他の町議会議員1名とともにおよび鯖江広域衛生施設組合管理職職員が、新ごみ焼却施設等の建設工事の契約に係る議案の経過説明として、令和4年8月15日に組合議員である池田町議会の岩崎昭一議員等を訪ねたことは、提出された記録・証言等により事実であると当委員会は認定する。

その「組合議会に提出される議案の議決直前に、組合議員ではない議員が組合職員を 同行し、議案の経過説明を行なった行為」は、多数派工作の疑念が生じ、二元代表制とし ての議会のあり方を損なう。

また、同組合職員が運転する公用車に当該議員を同乗させ、同行した行為は公務員としての倫理規程に抵触する可能性があると考えられる。

3、公正取引委員会近畿中国四国事務所に提出されたとされる文書について。

今回の調査の契機の一つともなった「公正取引委員会近畿中国四国事務所に提出されたとされる文書」について、文書作成者は、その内容のほとんどが伝聞に基づくものと証言していること、作成者から作成協力者と名指しされた証人の一人は、作成協力の事実はないと述べたこと、また、本調査で招致した証言者全員が公正取引委員会からの調査はもとより連絡もないと証言していることから、これまでにも現在も公正取引委員会の調査が行われているとは考えにくい等の事情に鑑みれば、現時点で当該文書内容の事実性および正確性を判断することは困難である。

提言。

当委員会として調査を求められた二つの項目については、前述の通りである。ただし、今回の新ごみ焼却施設等整備・運営事業は極めて大型の公共事業であり、その入札などの手続きに入る前の時期に、当該組合の管理者と市議会議員、そして関係業者が、密室となり得る料理屋で会食を行うことは、官製談合や官民癒着との疑いを招く恐れがある行為であり、市長や議員としては不適切である。

また市議会議員の立場にあるものが、そうした時期に地元建設業者など関係業者らと 社会通念上、理解される以上に頻繁に飲食の機会を持っていたとすれば、それが口利き につながっているとの疑念をもたれてもやむを得ない。

そして、議会に提出される議案の議決直前の時期に、議員が他の議員に対して、議員間

だけでなく、自治体(組合)職員を同行・同席させて議案の賛否等についての協議を行う こと、その際に職員が運転する公用車に議員を同乗させる行為は公務員としての倫理規 程に抵触する可能性がある。

したがって、本委員会は今後このような事案が起こらないよう、下記のとおり調査事項に対する再発防止策を提言する。

# (1) 今後の行政事務に求める対応について

特別職にあるものが、社会通念上、市民の疑惑や不信を著しく招くおそれがある会食について厳に慎むことを徹底されたい。

議会に提出される議案の議決直前の時期に、議員と職員が同行して議案の賛否についての協議を行うこと、またはその疑惑や不信を招くようなことは行わないよう職員に周知徹底されたい。

入札事務において、組合職員にコンプライアンスの欠如が見られた。今後は社会規範 に反することなく公正・公平を旨とし、行政事務に当たられたい。

#### (2) 議会の今後の対応について

市民を代表する公選の議員であることを常に認識し、市民全体の奉仕者および代表者としての責任と自覚をもって行動することを改めて徹底すること。

市民の代表としての名誉と品格を損なう行為、またはその地位を利用して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為を慎み、議員としての責務を正しく認識し、議会の一員として、その使命の達成に努めること。特に社会通念上、市民の疑惑や不信を著しく招くおそれがある会食については慎むこと。

# 結論。

令和3年11月29日正午前に清水組社長が佐々木市長に電話をかけている。そして、その会話の内容が録音されており反訳書も委員会に提出されている。その会話の中に「鯖江市民と越前町民のためにいいものを安く、初心を貫く」という清水組社長の発言がある。その発言内容から、令和2年10月の鯖江市長選後、しばらくして玉邑議員、佐々木市長、清水組会長、清水組社長が市内料理屋で面談の際、佐々木市長から「荏原1社では入札価格が高くなるので高エネルギーで実績のある神鋼と組んで是非とも入札参加して欲しい」との要請に対し、「安くいい仕事をするから参加してくれと言われたので、私はお受けしました。」との清水組会長の実直性は一貫性があり、真実性を裏付けるものである。一方、佐々木市長から清水組に荏原側への下請けに入ってほしいとの清水組会長の証言にも符合する。したがって、佐々木市長および玉邑議員の発言には著しく虚偽の疑いが生じ告発に値するものと考える。

# その理由。

まず、玉邑議員については、公正取引委員会への告発文では、玉邑市議会議員への呼び 掛けで佐々木市長と清水組が話し合いの場を持たれ、その時に、佐々木市長のほうから 清水組に対し、神鋼環境ソリューション(株)と組んで、入札の参加を要請したとある。 このことについて、玉邑議員は、「事実無根でございます。」との証言があった。 そして、清水組会長は、佐々木市長から神鋼環境ソリューション(株)と組んで入札参加要請の依頼を受けたと証言があった。一方、佐々木市長は、入札参加要請の事実はないと証言した。しかし、清水組会長は、「玉邑議員は神鋼環境ソリューション(株)に訪問している。また、清水組の会社で、神鋼環境ソリューション(株)の三野氏、堀田氏、森川氏、玉邑議員が会い、その中で三野氏のほうから、どこのメーカーとも組まないで欲しいと言われた。」という詳細な証言もあった。このような証言内容は、佐々木市長から清水組に入札参加を要請したことが事実であると捉えられ、佐々木市長および玉邑議員の証言は虚偽に当たると考えられる。

また、佐々木市長は、令和4年3月11日、鯖江広域衛生施設組合議会石川議長による5項目の質問に公文書で回答し、全て完全に否定している。ところが、1項目めの市内料理屋での2時間超の会食では、証言には不透明感があり、また、4項目めの下請工作の疑義にも、清水組会長の「森川さんとも相談せえって市長が言うたもんやで」「12時までちゅうんで、11時50分ぐらいかな、一緒に断ったんです。」との証言は、神鋼環境ソリューション(株)共同体の撤退がはっきりした令和3年11月29日の出来事であり、市長自らが、市内料理屋での一件、つまり、神鋼環境ソリューション(株)と地元企業のグループ化を行った可能性もある。そして、そのことの口封じをしようとした可能性も否定できない。さらに、佐々木市長は、鯖江広域衛生施設組合の管理者であり、同組合事務局の統括者の立場にもあって、入札公告にあっては、不透明な変更、満たしにくい要件が追加されたことにより、応札できる業者が限られたこと、それにより健全な競争性が失われて価格が高止まりする結果になり、一者応札に導いたことで、高額な落札額となったことへの行政責任も問わなければならない。

また、公用車を使い議案の議決直前に他市町組合議員への訪問による多数派工作は、 玉邑議員、福原議員と組合職員が倫理規程に抵触するものと考える。

その他。

本委員会が解散した後、今回の調査に関する事項については、本事件の事務所掌を鑑み、第一義的には鯖江広域衛生施設組合議会の権限による組合の行政事務や管理監督の 監視に委ねることとする。

証言拒否等、証言の出頭拒否の状況。なし。

証人の証言拒否の状況。なし。

虚偽の証言。なし。

自白の状況。なし。

(発言する者あり)

○委員長(丹尾廣樹君) 3番、虚偽の証言。あり。

自白の状況。なし。

記録の提出拒否の状況。なし。

宣誓拒否の状況。なし。

告発の状況。あり。

結論に従って、本委員会は玉邑議員ならびに佐々木市長を、虚偽の範囲にある陳述を 行ったものとして、地方自治法…

- **O14番(木村愛子君)** 委員長。「虚偽のある」で。「範囲にある」というのは先ほど修正 したと思います。「範囲にある」というところを修正、削ったと思います。
- **〇委員長(丹尾廣樹君)** もとい。本委員会は、玉邑議員ならびに佐々木市長に、虚偽の 陳述を行ったものとして、地方自治法第 100 条第 7 項および同条第 9 項の規定に基づき 告発すべきものと判断し、議長に申し入れを行うことに決定する。以上です。

これにつきまして、質疑はありますか。

帰山委員。

- ○8番(帰山明朗君) 原案に対して、修正案を出す動議を出したいと思います。
- ○委員長(丹尾廣樹君) 修正案はお持ちですか。
- ○8番(帰山明朗君) 委員長の……に従って…
- ○委員長(丹尾廣樹君) 休憩いたします。

休憩 午後6時02分 再開 午後6時05分

**〇委員長(丹尾廣樹君)** 再開します。

それでは、今の動議の提出者ですけれども、会議規則の第 99 条になります。それで、委員のほうから修正案を、そのときですね、委員が修正案を発議しようとするときは、その案をあらかじめ委員長に提出しなければならないとなっておりますけれども、案を今お持ちだったら出していただきたい……

- ○8番(帰山明朗君) 提出いたします。
- ○委員長(丹尾廣樹君) では、暫時休憩いたします。

休憩 午後6時05分 再開 午後6時19分

**〇委員長(丹尾廣樹君)** 再開します。

まず、修正案についての説明をお願いいたします。 帰山委員。

**○8番(帰山明朗君)** それでは、修正案の動議を出させていただきましたので、その修 正案について説明を、理由とともにさせていただきたいと思います。

まずこの動議提出者は、代表して私が出させていただきましたけれども、林下委員、江端委員、そして私、帰山の3名で動議を提出したものであることを最初に申し添えたいと思います。

その中で、まず動議の内容の結論から申し上げますと、先ほど委員長のほうから朗読されました今回の調査報告書、この部分の中の結論、28ページの結論部分、そしてその理由、そして29ページの最初3分の1、その他にかかるところまでの部分、結論につきましてを削除しようとするものであります。そしてまた、告発につきましては、先ほど委員長のほうから、原案のほうでは告発ありとされていましたけれども、告発をなしとし

ようとするものが、修正の内容であります。

その理由であります。端的にいいますと、その前のところにつきましては、原案とほぼ同じ意見を出しておりますので、委員会の中で判断したこと、そしてまとめ上げてきたこと、そしてまたその提言については、先ほど委員長が朗読された内容に同意をしているということであります。

修正する理由となりましたのは、その導き出せた事実もしくは認定した事柄から、この告発という事実にたどり着くところに、論理の飛躍があるのではないかと、そういうふうに考えるわけであります。まず1点、100条調査委員会のルールのことでありますけれども、この100条委員会が告発を行える内容につきましては、地方自治法第100条に定められたところであります。これについては、告発の対象となるものは、今回のことですけれども、宣誓した選挙人その他の関係人が虚偽の陳述をした場合に告発の対象となる、この項であります。基本的には、虚偽の証言という以外の犯罪行為によっては、100条調査は告発を行えないということでありますので、今回の告発は、虚偽の証言ということ認めた上で行おうとしていることであります。そうしますと、今回の事実認定の中で、虚偽の証言ということをどう考えるかということ。そして、刑事告発を行うということを、100条調査委員会として、そして議会としてどう捉えるかということが、私たち3人の動議提出人の中での思いと課題意識でありました。

その中で、我々の 100 条調査委員会は、やはり民事訴訟法に準拠した形で行われる委員会でありますので、法的助言人としまして弁護士さんにほぼほぼ御同席を頂く中で、法的な助言をいただいてきました。これは、法的な部分で議員は専門家ではありませんので、迷ったときにアドバイスをいただく、もしくは道しるべを示していただくものだと思っています。その中で、虚偽ということに関して、先日、弁護士の助言をいただきました。これはこの委員会の協議の場でありましたので、皆様もお聞きになったことだと思いますし、それはそのときの議事録といいますか、取ってあったテープを起こしたものをそのまま、今一度参考までに読み上げさせていただきますので、先生がおっしゃられた言葉を引用いたします。

委員会とか鯖江市議会が刑事告発というものについてどのように考えるのかということに最終的には尽きるんでしょう。私が 100 条委員会の調査報告書に載せるに値する一「私が」というのは、これ、弁護士が話をしておりますので、弁護士が「私」であります。私が 100 条委員会の調査報告書に載せるに値する、載せても不適切とは言えないようなものだというふうに考えるのは、その虚偽の内容、偽証の内容、偽証だと。なので刑法に触れる内容なんだということに、議会レベルで少なくとも確信がないと、刑事告発に値する、刑事告訴がふさわしいとか、そこまでの書き方はできない、適切ではないんじゃないかなという思いである。その前提として、法的に見たときに、分かった上で事実と違うこと、故意に事実と違うことを言っていると言えるだけの証拠なり根拠が明らかになってきているのかということが大事ですということが、弁護士からの御助言でありました。

ここからは私の意見を申し上げますけれども、それがこれまでの喚問内容であったり とか、委員会の中で皆さんとともにまとめ上げてきた、先ほど読まれた中での、それぞれ の疑義に関する事項の中で認めたり判断した内容について、それを鑑みて結論を出すと きに、今、原案にあるような結論の内容、もしくはその結論の内容から導き出された告発 に至るという事実については、適切ではないと考えることであります。もとより今削除 した以外の部分には同意をしておりますのは先ほど申し上げたとおりでありますので、 これまでに行ったことの中で、例えば繰り返しになるかもしれませんけれども、1番、新 ごみ焼却施設等運営事業の経緯と疑義に関する事項についての総括の部分で述べられた、 先ほど委員長が述べられた、4人が料理屋で会食をしたという点を事実認定する、これ はもちろん同じであります。そして、その中で新ごみ焼却施設等整備に関する入札参加 要請等、何らかの話が行われた可能性があることは否定できないが、明確な事実認定に は至らなかったということであります。そして佐々木市長からの下請要請が行われてい たかについては、下請要請があったことの可能性は否定できないということを委員会と しては判断しているところであります。そうしたことの中で、提言としてはなさねばな らないと思っています。これも皆さんで同意した提言と同様ですので、こうした疑いが あったりとかもしくは二元代表制を考える中で適切でないという行動が行われたことに ついて、不適切であるということの指摘をし、そして今後の再発防止策を提言している ものであります。

特に、行政については、特別職にある者が、社会通念上、市民の疑惑や不信を著しく招くおそれがある会食について厳に慎むことを徹底されたいということ。そして、議員については、社会通念上、市民の疑惑や不信を著しく招くおそれがある会食については慎むことなどを、そうした結論の中から委員会として提言し、議会としても、もしくは行政に対しても求めていくことだろうと思います。

以上のような理由の中で、今回については、原案の中から、結論については削除、そしてその理由から告発については、なしということが妥当だと考えて修正案をださせていただきました。

あと1点、結論がないのはおかしいのではないかということで、我々も議論いたしましたけれども、総括、そして提言の中に、結論に近いような内容のまとめが既に含まれております。そして、他自治体の、こうした 100 条調査報告書の事例を見ましても、総括という形で結論をまとめているところもありますので、結論という組みでのまとめがないことについては、おかしいことではないと考えております。

以上、申し上げた理由で、今回の案を提出させていただきました。

**〇委員長(丹尾廣樹君)** それでは、修正案ならびに原案について、質疑をお受けいたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**〇委員長(丹尾廣樹君)** 特にないようですので、質疑を終結いたします。 それでは、採決をしたいと思います。 まず、修正案について採決をいたします。本件に関し、修正案のとおり可決することに 賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 3 名)

〇委員長(丹尾廣樹君) 挙手3名。

挙手は3名ですね。賛否同数となりましたので、鯖江市議会委員会条例第17条におきまして、委員長の決するところによるとございますので、私の意見を述べさせていただきます。私は、結論と、そして、今、告発の状況、この2つの部分というのは重要だと思いますので、この案については反対とさせていただきます。したがって、修正案は否決されましたので、お願いします。

次に、原案、について採決いたします。本件に関し、調査報告書案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 3 名)

○委員長(丹尾廣樹君) 採決の結果3名ということで、同数となりました。つきましては、同じように鯖江市議会委員会条例第17条におきまして、可否同数のときは委員長の決するところによるとありますので、私の意見を述べさせていただきます。私は、結論部分、それから告発の状況について、このとおりであるというようなことで、採択を選択いたします。つきましては、本委員会として、原案のとおり可決と決しました。

ただいま決定いただきました本委員会の調査報告書案につきましては、議長に提出させていただき、臨時議会等にて委員長報告とさせていただきます。

また、委員会報告につきましては、報告書に記載の総括部分などの朗読をもって報告 とさせていただきたいと思いますが、御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**〇委員長(丹尾廣樹君)** 異議なしということで、それでは委員長報告につきましては、報告書記載の総括部分等の朗読をもって報告とさせていただきます。

次に、協議事項2、記録の返還についてを協議してまいります。

地方自治法第 100 条第 1 項に基づき関係者から提出を求めた記録については、調査終了に伴い提出者に返還したいと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議なしということで、そのようにさせていただきます。なお、各委員に配布させていただいております記録の写しにつきましては、臨時議会等の本会議終了後事務局が回収いたしますのでよろしくお願いいたします。

それでは、本日の案件は以上でございますが、他に何かございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(丹尾廣樹君) 特にないようですので、それでは閉会に当たり、本委員会を代表し、私から一言申し上げます。まず、これまで本委員会が実施いたしました証人喚問等の調査をはじめ記録の提出に御協力いただきました関係者の皆様に対し厚く御礼を申し上げます。また、臨時議会等の本会議におきましては、本委員会の報告をさせていただきますけれども、委員の皆様方には長時間にわたる調査となり誠に御苦労さまでござ

いました。

本委員会はこれをもって終了いたしますが、委員の皆様には何かと本委員会運営に御協力いただきましたことに対しまして、深く感謝申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは以上をもちまして第 19 回 100 条調査特別委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

閉会 午後6時34分